

陳情番号	件名
第 16 号	医師・看護師・介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについて
受理年月日	
23. 10. 12	

陳情の趣旨
<p>【陳情趣旨】</p> <p>東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。</p> <p>厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の大幅増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。</p> <p>震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。</p> <p>以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るため、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を関係機関に提出していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。 2 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。 3 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 <p style="text-align: right;">以上</p>

陳情番号	件名
第 18 号	日本軍「慰安婦」問題に対する政府の誠実な対応を求めることについて
受理年月日	
23. 11. 11	

陳情の趣旨
<p>【陳情主文】</p> <p>相模原市議会として、日本政府が日本軍「慰安婦」問題について、このようなことを再び繰り返さないために現在及び未来の世代にしっかりと伝え、平和と人権尊重の精神を普及徹底し、被害者の名誉と尊厳の回復に努め、河野官房長官談話に示された意思の継続を示す何らかの誠実な対応を図るよう、日本政府に意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>【陳情理由】</p> <p>今年2011年9月までに全国37の市町村議会で、ここ20年来の懸案である日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書、決議があげられております。</p> <p>この背景には、国内各地での要請にとどまらず、国際社会からの要請もあります。それは、女性を監禁、暴行し性的奉仕を強要した「慰安婦」制度は、人道に対する罪にあたり国際法にも反するとして国連人権委員会の度重なる勧告をはじめとして、近年ではアメリカ、オランダ、カナダ、EU、フィリピン、韓国及び台湾の議会においても、日本政府に対する日本軍「慰安婦」問題の解決を求める決議が相次いでいるからです。</p> <p>かつて日本政府は、1993年(平成5年)に当時の河野官房長官が、「慰安婦」関係調査結果に基づき談話を発表し、「慰安婦」制度設立について日本軍の主導的関与を認め、慰安婦募集に日本政府の加担があり、本人の意思に反して強制的に集められたことを明らかにしました。そして、同じ過ちを繰り返さぬために歴史研究による「慰安婦」問題の究明、歴史教育の重要性を指摘し、被害を受けられた方々への「お詫びと反省」について、我が国としてどのように表すかを今後検討していくと、政府見解を発表したのです。しかし残念ながら日本政府は、この河野談話以降、国際社会からの度重なる要請にもかかわらず、日本軍「慰安婦」問題の真相を究明することなく、被害者の尊厳回復につながらないまま、今日に至っています。</p>

その上、正しい史実を教え、平和と人権尊重の精神をはぐくむべき歴史教育において日本軍「慰安婦」の史実が取り上げられなくなっていることについて、政府として責任ある対応をとっていません。

今年8月末、韓国憲法裁判所で「慰安婦」被害者の賠償請求権訴訟の判決がだされ、韓国政府が被害者の賠償請求権をめぐる日本政府との協議を進めないのは憲法違反と判断されました。韓国政府はこの判決を受けて、日本政府との協議を進めようとしています。私たちは速やかに日本政府が韓国との協議に応じ、この問題の解決をはかることを願っています。

日本軍「慰安婦」被害者の方々は、韓国のみならず日本軍が駐屯したアジア・太平洋地域にもおられますが、高齢化が進み無念の思いを抱えたまま亡くなる方が多くなってきています。

一刻も早く、「慰安婦」被害者の方々の声に耳を傾け、「お詫びと反省」の意思を示す何らかの誠実な対応をとる努力を続けてこそ、被害者の方々の名誉と尊厳が回復され、日本の国際的な信頼がより高まり、アジア近隣の日本軍「慰安婦」問題の関係諸国と真の友好関係が結べるものと考えています。

とりわけ、現在及び次世代にわたって史実を伝えていくことは最も重要な事と考えます。

相模原市が掲げる「核兵器廃絶平和都市宣言」に込められた平和の希求と人権尊重の証しとして、そして人道上からも日本政府に対して河野官房長官談話の趣旨を踏まえ、日本軍「慰安婦」問題について、一歩進めた誠意ある対応を求める意見書をあげていただけるよう陳情致します。

陳情番号	件名
第 19 号	住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実について
受理年月日	
23. 11. 14	

陳情の趣旨
<p>【陳情趣旨】</p> <p>東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。いま、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けたとりくみが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。そうした中、国や地方自治体の職員は大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では、各地域において国や地方自治体が果たすべき責任と役害、公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。</p> <p>国の機関では大震災からの復旧・復興にあたり、被災地への応援派遣をはじめ、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。</p> <p>しかし、政府は「地域主権改革」を声高に主張し、4月28日には「地域主権改革第1次一括関連3法案」を、8月26日に「第2次一括法案」を成立しました。</p> <p>これらの法律は、国が定める施設等の最低基準などを緩和や廃止し地方自治体に委ねるとし、先に権限移譲ありきとされ、権限移譲に伴い自治体に覆いかぶさる膨大な事務量への対処や人員問題は明確にされず、財源問題については市町村負担としています。</p> <p>「法令による義務付け・枠付け」の見直しと、都道府県から市町村への権限移譲に関わっては、関係省令の改定をすすめ、来年4月から施行するとしています。</p> <p>また、昨年12月に閣議決定した「アクション・プラン」にもとづき、来年の通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出するとしています。独立行政法人についても、昨年12月に閣議決定した「基本方針」で削減・廃止を前提の見直しを画策しています。さらには、大震災からの復興を機に、財界自らが「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしています。</p> <p>東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により今後の地震活動が活発化する危険性も指摘されるなかで国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り安心・安全を確保する責任と役割を發揮することです。</p> <p>国出先機関の廃止をはじめとする「地域主権改革」や独立行政法人の廃止は、地</p>

域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに国民的要求にも背くものです。復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすと言わなければなりません。

私たちは、権限移譲等により、市町村では「財源・人員・専門性」の維持の困難性から、実施責任が負えず、民営化や民間委託の拡大につながるのではと危惧しています。

つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくとともに、既に法定移譲が定められた権限(事務)においては、住民の暮らし、福祉、自治の発展につながる審議をお願い致します。

【陳情項目】

1. 国がすすめる「地域主権改革」を見直し、ナショナルミニマムを確立させ、地域間格差の解消、地域の振興を發展させるため、公務・公共サービス体制と機能を充実してください
2. 「地域主権改革」により、憲法25条に保障された公務・公共サービスの低下を招くことがないようにしてください
3. 防災対策など住民の安心・安全を確保するために必要な、国の出先機関の体制・機能の充実を図り、国の出先機関等を原則廃止する「アクション・プラン」を見直し、国と地方が協力して住民の安心・安全を確保する観点から、国と地方の責任と役害を再検討してください

以 上